

◇ 保育三団体協議会

「公定価格に関する要望について」(3月31日)の提出について ◇

◇ 3月31日に全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、先般の「子ども・子育て支援新制度に向けた要望」(平成26年2月4日保育三団体協議会)に続いて「公定価格に関する要望について」を内閣府に提出しました。

近藤 適・全国私立保育園連盟会長と万田 康・全国保育協議会会長、萩原英俊・日本保育協会常務理事他により、下記のように提出、陳情が行われました。

[岡田 広 内閣府副大臣への提出、陳情説明]

於：中央合同庁舎4号7階副大臣室 日時：3月31日(月) 13:00~13:30

- ・ 保育三団体協議会平成25年度幹事団体の近藤全私保連会長より最初に挨拶がなされ「公定価格に関する要望について」説明・陳情が行われた。
- ・ 各団体の代表から挨拶が行われ、とくに「職員配置の改善について」「職員の定着・確保の仕組みについて」「保育認定の2区分に応じた対応について」「障害児保育について」「公立保育所の財源について」等の説明と陳情が行われた。
- ・ 岡田副大臣より、事前に拝読させて頂いた旨触れられ、財源確保は景気や経済状況が向上することが何よりであるが、新制度施行に向けて子どものための財源は必ず確保するものである旨述べられ、しばらくの意見交換がおこなわれた。
- ・ 以降も、必要に応じて保育三団体の要望を段階的に提出していく方向であることが近藤会長より触れられ、森大臣宛ての要望書の手交が行われた。



岡田 内閣府副大臣へ「公定価格に関する要望について」
陳情説明



平成 26 年 3 月 31 日

内閣府特命担当大臣(少子化対策)
森 まさこ 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会
会 長 万 田 康
社会福祉法人 日本保育協会
理事長 石 井 哲 夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会 長 近 藤 進

保育三団体協議会
「公定価格に関する要望について」の提出について

謹 啓

ますますご清祥のほどお慶び申し上げます。日頃より児童家庭福祉並びに保育事業の向上と推進については御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度政府におかれては子ども・子育て支援新制度の平成 27 年度本格実施に向けて、子ども・子育て会議並びに同会議基準検討部会において、鋭意検討が進められとりまとめに向けてご尽力頂いていることについて敬意を表する次第です。

先般、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会として「子ども・子育て支援新制度に向けた要望」を提出いたしました。その際も公務ご多端の折、大変丁寧なご対応を賜り心より感謝申し上げます。

つきましてはこの度、とくに子ども・子育て支援新制度における「公定価格」の設定に関して要望事項を取りまとめましたので提出申し上げます。以下に掲げております要望事項は、公定価格設定において当面最重要と考えられる事項について、各団体に加盟する全国の保育関係者の総意としてとりまとめたものでございます。ぜひとも格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

公定価格に関する要望について

平成 26 年 3 月 31 日
保 育 三 団 体 協 議 会

はじめに

子ども・子育て支援新制度における「公定価格」の設定に関して、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、この度、下記のとおり要望事項を取りまとめました。その確実な実現に向けて、保育三団体会員の総意として強く要望します。

子ども・子育て会議並びに同基準検討部会において、社会保障制度に位置づけられた子ども・子育て支援施策として、現行の認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれの基準も上回る制度として構築すべく議論を重ねてきました。検討の過程で「量的拡充」としての所要額 4,068 億円、「質の改善」としての所要額 0.6 兆円超程度、合計 1 兆円超が示されました。

今般、消費税増収分 0.7 兆円のみを前提とした整理が示されていますが、引き続き財源確保に最大限努力することを前提とし「1 兆円超のうち、消費税増収分から充当される 0.7 兆円程度以外の 0.3 兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保に取り組む」ことが必要不可欠であることは言を俟ちません。

〔 職員配置の改善について 〕

1. 3 月 24 日付資料で示された、3 歳児を中心とした職員配置の改善について、15 対 1 の方向性が示されたことは評価しつつも、今回の改善はあくまで「加算」による経過措置であり、本来従うべき基準として、職員配置基準の改善が位置づけられるべきです。併せて、1 歳児、4・5 歳児の順での改善を求めます。

〔 職員の定着・確保の仕組みについて 〕

2. 保育士の処遇は民間の他の職種と比較して低い実態にあります。この度、処遇改善臨時特例事業と同水準の改善割合が示されましたが、専門性を持ち質の高い保育を行うことのできる保育士等が、安定的・継続的に働くことのできる水準の処遇を実現できる給付額に改善し、新制度下における円滑な事業運営を担保するためにも職員の定着・確保の仕組みが求められます。

[保育認定の2区分に応じた対応について]

3. 『原則的な保育時間（8時間）＋親の勤務時間のずれや通勤時間に対応する3時間』が保育標準時間の考え方であり、公定価格の基本構造上は原則的な保育時間（8時間）での保育を基本においています。保育標準時間の認定を「最大で11時間利用可能」としたのは、現行制度の下で、通常のフルタイム労働者が11時間の範囲内で利用できているものを、新制度では明確に保育時間を11時間として保障するものと考えます。

これまで8時間で算定されていた保育所運営費について、保育標準時間の上限が11時間に整理をされたことを踏まえて、あらためて開所時間相当の適切な給付に改善される必要があります。現行の認可保育園利用者のうち、全国平均で約何割が保育標準時間の対象になるのかを積算し、その割合に応じて、年齢別保育士配置を考慮したうえ給付単価に盛り込むなど、さらに丁寧な公定価格の設定を求めます。

[障害児保育について]

4. 現在、自治体単独補助事業で行われている障害児への対応についても、子ども・子育て支援新制度の給付上明確に位置づけ、所在する地域による格差が生じない仕組みにすることが必要です。

[公立保育所の財源について]

5. 平成16年度に公立保育所の一般財源化が行われました。新制度では施設種別共通の給付である「施設型給付」が創設されたことをふまえ、公私の教育・保育の質を一体的に整えるため、改めてこれに統合することを求めます。

◇「第8回社会福祉法人の在り方等に関する検討会議」ヒアリング(3月24日)について◇

◇ 厚生労働省では昨年9月に外部有識者等で構成する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げたところであり、本年5月を目途に論点整理を行うこととしています。同検討会では、今般、社会福祉法人の経営者、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の関係団体・法人等よりヒアリングを実施することになり、当連盟も第8回社会福祉法人の在り方等に関する検討会(3月24日(月)18:00～20:30)において下記の意見陳述を行いました。

(参考)

社会福祉法人の在り方等に関する検討会 開催要綱

1. 設置の趣旨

社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保障や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。

また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。

このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

○ 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について

(例) 法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

○ 議事：関係団体からのヒアリング②

※ 当日のヒアリング団体：全国身体障害者施設協議会、全国社会就労センター協議会、日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育園連盟

《 概要 》

○ 事務局より委員の出欠状況報告の後、配布資料について説明があり、各団体より主に下記の質問事項を基にヒアリングが行われた。

1. 各団体の組織概要

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

(1) 公益性・非営利性を要素とする社会福祉法人として、地域の福祉ニーズに対応するため、どのような取組が必要と考えているか。

- (2) (1)の取組の現在の実施状況はどのようになっているか。
- (3) (1)の取組を促進するためにはどのようなことが必要か。
- (4) 制度上の制約(事業体系(社会福祉事業・公益事業・収益事業)、税制等)との関係についてどのように考えるか。
3. 社会福祉法人の組織について
- (1) 社会福祉法人の事業運営(2(1)の取組含む。)について、地域の福祉ニーズへの対応や適切なPDCAサイクルを確保するには、どのような法人組織の改善が必要か。
4. 社会福祉法人の規模拡大について
- (1) 2(1)の取組や福祉人材の育成を推進するためには、どの程度の社会福祉法人の規模が必要か。
- (2) 複数法人の合併・事業譲渡を促すためにはどのようなことが必要か。
- (3) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数法人間の協働化の体制としてどのような仕組みが必要と考えるか。
- (4) 合併等による規模拡大がすぐに出来ない場合、複数の法人を社員とする統括法人の仕組み(社団的連携)についてどのように考えるか。
5. 社会福祉法人の透明性の確保について
- (1) 社会福祉法人の説明責任の対象・方法についてどのように考えるか。
- (2) 財務諸表の公表の徹底についてどのように考えるか。
- (3) 財務諸表以外の定款、役員名簿、役員報酬規程等の公表(公益財団法人と同等)についてどのように考えるか。
6. 適切な監督指導について
- (1) 所轄庁の監督指導の範囲・内容についてどのように考えるか。
- (2) 第三者評価の受審促進についてどのように考えるか。
7. 福祉人材の確保について
- (1) 社会福祉法人は、どのような人材確保に向けた取組を進めて行くべきか。
- ① 職員の処遇改善について
- ② 小規模法人のグループによる共同の人材育成・研修等について
- ③ 出産・育児・介護といった主要な離職原因への対応について
- ④ ケアをサポートする補助器具やICTの活用について
- (2) 福祉人材確保の効果的な取組を促進するためには、どのような方策が考えられるか。
- ① 地域コミュニティ・学校・地方公共団体と連携・協働するための方策について
- ② 先進的又は優れた取組を行う法人を評価するなどの法人間の努力を促す方策について
- ③ 地域に求められる介護サービス(小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護等)の共同実施によるキャリアコースの多様化や処遇改善について
8. その他要望など

○各団体より意見・説明の後、質疑応答が行われた。※Q.は委員質問等、A.は各団体回答等

Q. 地域できめ細かな取組を行うことについて、ある程度組織は懐がないと難しいと思うが、一定程度の規模が必要なのではないか。

A. 保育所は一法人一施設が多い中で待機児童のある自治体の比率も多くはない。将来への人口動態の予測を踏まえても、法人の連合等も視野に入れて考える必要がある。

・法人の規模について大きくて問題はないと思うが大小に関わらず経営基盤が安定しているかが重要。

Q. イコールフットィングの観点から障がい分野ではNPO法人が多く、保育分野では企業が一部地域では出てきていると思うが、それらに対して社会福祉法人の事業の固有性についてお答え頂きたい。

A. イコールフットィングについて社会福祉法人固有の役割としては、アレルギー対応も複数のものを抱えている子どもも多くなっている中で生命に係る細かく留意の必要なことも多くなっている。課題の多い子どもや障がいのある子どもへの対応等、社会福祉法人として積極的に行っていくことであろうと思う。また、地域の中の構成員として活動をしている点でも違うのかと思われる。

・アレルギー対応も複数種類抱える子どもも増えてきている中で、社会福祉法人として地域の子育て家庭のために行う必要がある。株式会社の参入については採算が合わないのではないかと捉えられる点もあり、今後安易に事業撤退をしないということのためにも社会福祉法人の大切さもあるのではないか。

・株式会社と社会福祉法人の違いは配当があるか否かであるとすれば、赤字であっても社会福祉法人として運営していけるという面もある。

Q. 社会福祉事業法に位置づけられていない、定款記載をしていない事業を行う課題について伺いたい。

A. 先行して取り組んでも定款を変更してもできるのでそうした弊害は少ないのではないか。

Q. 地域福祉計画が今後の自治体にとって大きな役割を果たしていくと考えるが、他の法人が取り組んでいく際の課題について伺いたい。

A. 子ども・子育て支援新制度に向けて各基礎自治体でも地方版子ども・子育て会議が設置され推進されつつある。そうした中で、積極的に参画しながら取り組んでいるところ。

- ・地域福祉計画に沿って福祉関係者が推進していくことは大事。種別が異なることによりそれぞれの取組を共有することに課題がある。そうした視点からの取組をしていくことが必要。
- Q. 評議員会については、ガバナンスの視点から、学校法人や一般法人では進められている環境の中で、どの程度のスピード感で進んでいくのか所感を伺いたい。
- A. 地域の中で組織化する際にメンバーがかぶってくる現実的課題がある中でできる限りスピード感を持って取り組んでいく必要がある。
- ・しかしながら地方では例えば一小学校区に10法人程度あれば人材の取り合いになっていく課題もある。
 - ・評議員が必要であることには前向きに皆考えていると思う。ただ、平成27年度の4月に向けて幼保連携型認定こども園に移行するか否かの課題があり、各地域ですべての子どもに対する支援も求められている中で、そうした課題も含めて整理して取り組んでいく必要が求められている。
- Q. 例えば地域の複数社会福祉法人が共同の評議員を持つということは考えられるか否か。
- A. (各団体)共同評議員会方式は想定できるのではないかと。
- Q. 社会貢献事業に各社会福祉法人がどの程度取り組んでいるのか、アピールできるものなのか。
- A. (各団体)社会貢献事業についての共通のイメージ化が課題。現在各法人が取り組んでいる細かい各事業について一つ一つアピールすることもなかなか難しいのではないかと。
- Q. 保育団体はそれぞれに各保育園が参加されているのか。一法人施設が多い中で、各団体が束ね役になる等により、地域での取り組みを広げていく等も想定できるのではないかと。
- A. (保育各団体)とくに今年度より定期的に会合を開いて連絡、調整等も行いながら推進をしているところ。
- なお同検討会の以降日程については、4月11日(金)の予定であることが説明された。

社会福祉法人の在り方等に関する検討会 ヒアリング事項について

平成 26 年 3 月 24 日
公益社団法人 全国私立保育園連盟

1. 公益社団法人 全国私立保育園連盟の組織概要

全国私立保育園連盟は、全国各地の私立の認可保育園が、乳幼児のしあわせと健やかな成長を願って結成した団体です。それぞれの地域における保育ニーズや、保育を取り巻く様々な状況を把握して、そのための制度や運営のあり方、保育内容の充実のために前向きな取り組みを展開しています。

(参 考) 1954 年 (昭和 29 年) 結成、加盟園数:平成 26 年 3 月現在 約 8 千カ園

2. 社会福祉法人の「更なる取組」について

私たち私立の認可保育所には、在園児の子どもたちを健全に育成するという第一義的目的のみならず、地域の子育てセンターとしての役割が求められています。昨今、保育所が有する保育・子育ての専門性を地域に還元する具体的な取り組みが始まっています。なかでも、地域子育て支援拠点事業等による子育て支援センターやつどいの広場を保育所に併設し、未就園の子育て家庭を支援する社会福祉法人も増加しており、新制度の利用者支援事業への広がりも期待できます。

また、乳児家庭全戸訪問事業でも、民生委員・児童委員との連携により、地域の福祉ニーズに応える新たな事業展開も報告されています。

3. 社会福祉法人の組織について

現行では、保育所のみを運営する法人には評議員会は必置とされていません。その理由の一つに何ら法人運営費に関する支援がなされていない現状があります。しかしながら、地域性を生かした保育所運営を実現していくために、独自に評議員会を設置したり、理事に地域関係者が複数名就任している法人も見受けられます。今すぐに1万を超える全ての私立保育所が、理事数×2+1名の評議員会を組織することは現実的には容易ではありません。適切なPDCAサイクルを確保し、組織体制の強化を図ることからも地域との連携強化は重要な事ですが、財政的な支援も含めた検討を望みます。

4. 社会福祉法人の規模拡大について

これまで私たちは、喫緊の課題である待機児童の解消に対応して、定員の増員や、分園さらには第2園の新設

など、法人の規模は拡大しています。今後、待機児童解消加速化プランに忠実に従っていき、この傾向にも少しずつ拍車がかかるものと思われます。また、当連盟が提言した「人口減少社会の保育に向けた提言」(※下記参照)では、広域での社会福祉法人相互の連合等による共同事業の展開、人材の相互連携の実現を提案しています。

※ 「人口減少社会の保育に向けた提言～ 新しい転換期に向けた課題への対応 ～」(平成 25 年 4 月 18 日 (公社)全国私立保育園連盟 保育制度検討会)より抜粋

[提言 15] 広域地域での社会福祉法人相互の連合等による協同事業の展開、人材の相互連携の実現

とくに人口減少地域においては、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。各法人相互が連合・協力することにより、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに法人の連合総体により、より多様なニーズへ対応することも想定できます。

[説明]

○ 「保育園経営に関する規制緩和の要望事項」(平成 8 年)では、社会福祉法人等の合併について、「各法人としての一つの独立性は残しながら、いくつかの法人が連合して施設・設備整備資金等を融通し合い事業を展開できるような連合型の法人形態が可能となるならば、合併までは踏みきれないが、より合理的、発展的な法人運営を行いたい法人にとって有効な手法ではないかと考えられる」とした提案を行っています。

人口減少地域において、仮に社会福祉法人が解散を余儀なくされる際、例えば、法人創始者が個人財産を法人に寄付し、これまで社会福祉に対する熱意と誠意によって地域社会に奉仕し続けてきた社会福祉法人が、その残余財産を一時的に他へ没収されることは、精神的にも抵抗があり、必ずしも適切な方法であるとは言えないものがあります。これまでの社会的な貢献に意義からも、その残余財産に関しては法人創始者へ帰属させることも検討課題として挙げられますが、併せて上記のような「連合型」による運営も検討の一つとして考えられます。その際に認定こども園を考慮すると学校法人も含めた連合・協力による運営も考えられ、そのための法的検討や整備が検討課題の一つとして挙げられます。

多くの人口減少地域では、提言 12 にも触れた人材確保が既に困難な地域も少なくない状況であり、こうした法人の連合・協力により、限られた人材の相互連携や有効活用、情報の共有化や研修体制の向上等に繋がることも考えられます。さらに地域にとっても、提言 14 と同様に、各法人の相互協力の中で、多機能化による多様なニーズへ対応することも想定できます。

5. 社会福祉法人の透明性の確保について

当連盟としても、先に通知のあった「保育所を主たる事業とする社会福祉法人の運営に関する情報開示」についてホームページや連盟の機関紙等の広報媒体により、全国の会員に対して周知の努力をしています。保育所を運営する社会福祉法人の情報公表の割合が最も低かったと指摘されたことを重く受け止めて、今後も積極的に周知に努めていきます。

6. 適切な監督指導・第三者評価について

私立保育所がより質の高い運営を目指すうえで、自治体の監査指導のあり方の検討も必要です。また、新制度でも議論されている第三者評価についても、監査指導と第三者評価の位置づけを明確にし、公金を有効に活用する視点から、より良い保育の実施に向けて「質の向上」に寄与する仕組みとなることを望みます。

7. 福祉人材の確保について

ここ数年は、とくに保育士の確保が全国的に困難になってきています。私たち保育現場においては、在職している職員の定着化と実習生の受け入れの際の対応等で人材の確保に努めています。また、「保育士・保育所支援センター」や「保育人材バンク」等の取り組みも始められていますが、思うような結果にはつながっていないのが現状です。待機児童の早期解消のみならず、保育の質の向上のため、引き続き国・地方自治体における待機児童解消加速化プランや子ども・子育て支援新制度への取り組み等に、より一層連携・協力をしながら推進していきたいと考えます。

以上

※ なお下記サイトより資料の入手ができます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会・援護局 > 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 > 第8回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/000041582.html>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp